

議 事 録

令和元年度第3回 伊賀市国民健康保険運営協議会

日 時 令和2年2月 20 日(木)午後1時30分

場 所 伊賀市役所 202・203 会議室

令和元年度第3回伊賀市国民健康保険運営協議会議事録

【開催日】 令和2年2月20日（木）

午後1時30分～

【開催場所】 伊賀市役所 202・203 会議室

（事務局） 失礼いたします。定刻となりましたので、ただ今から令和元年度第3回伊賀市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日の会議ですが、過半数の委員の出席があり、各号に定める委員お一人以上が出席されておりますので、運営協議会規則第6条に基づき、会議が成立しておりますことを報告させていただきます。

それでは、冒頭にあたりまして、副市長からご挨拶を申し上げます。

（副市長） 副市長の大森でございます。本来なら市長が参りまして、ご挨拶申し上げるところでございますが、所用により不在のため、代わって私から申し述べさせていただきます。

委員の皆さんには、ご多用中にもかかわらず、令和元年度第3回国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃は市政全般にご理解とご協力をいただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

さて、伊賀市は高齢化率が約33%で、約3人に1人が65歳以上となっています。県平均では約29%、全国平均では約28%ということで、伊賀市はそれに比べて4～5ポイント高いという状況になっています。これが2040年には37%ぐらいになると予想されており、今後ますます高齢者が増え、現役世代の人口が減少していくということです。また、社会保障費の増大や就業構造の変化などによりまして、国民健康保険を取り巻く環境は、今後一層厳しさを増していくと考えております。このような状況の中、国では医療保険の制度全般について、給付と負担の見直しなどの在り方を検討しており、将来にわたって国民皆保険が維持できるよう、取り組みが進められているところでございます。

この国民健康保険は、時代の変化に合わせ、いろいろな制度改革を経ながら、国民皆保険の最後の砦として、重要な役割を果たしておりまして、今後とも国民皆保険制度が維持され、国民健康保険が加入者の皆さんの支えになるよう、果たすべき役割は大きいと考えています。委員の皆さんには、引き続きご指導・ご協力をいただきますようお願いいたします。

この後、事項書にもありますように、国民健康保険事業特別会計に係る予算関係の事項や、制度改革などについてご審議いただくことになっておりますのでご忌憚のないご意見をお願いいたしまして、冒頭のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局) このあと、副市長は別の公務がありますので、ここで退席させていただきます。

それでは、運営協議会規則により、会議の進行について会長にお願いいたします。

(会長) 委員の皆さま、本日はお忙しい中をご出席いただきありがとうございます。

さて、国におきましては、人生 100 年時代に向けて、いろいろな制度の見直しが進められているところです。雇用されている人が、国民健康保険から社会保険に移行するとともに、国民年金から厚生年金に加入することで、将来の年金額を増やせるような議論がなされています。

加えて、元気で長く働けるよう、健康寿命の延伸に向け、保健事業を積極的に推進していくことが課題だとも言われています。

保健事業の充実と医療費の適正化が、今後ますます重要視される中、私たちも引き続き、国の動きを注視していきたいと思えます。

それでは事項書に基づき会議を進めさせていただきます。議事に先立ちまして、議事録署名人の選出について、私から指名させていただきますがよろしいでしょうか。

《異議なしの声》

それでは、被保険者代表の中西委員さんをお願いします。

では議事の 1 番、令和元年度国保事業特別会計補正予算について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について説明させていただきます。予算ですので、単位を千円としています。

まず、資料 1 の事業勘定ですが、1 ページの歳入合計の欄及び 2 ページの歳出合計の欄に記載してありますように、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、1 億 1,190 万 8 千円を減額し、補正後の額をそれぞれ 96 億 2,862 万 8 千円としています。

それでは、事業勘定の歳出から説明しますので、資料 1 の 2 ページをご覧ください。

第 1 款 総務費ですが、388 万 6 千円を増額し、補正後の額を 1 億 3,809 万 5 千円としています。内容は、説明欄に記載のとおりです。

第 2 款 保険給付費ですが、昨年 3 月から 11 月までの 9 ヶ月間の給付費を参考に 1 億 4,081 万 5 千円を減額しています。

第 3 款 国民健康保険事業費納付金は、補正がありません。

第 4 款 保健事業費では、81 万 3 千円を減額しています。内訳としまして、特定健康診査等事業費では、79 万 7 千円を減額しています。また、保健衛生普及費は、1 万 6 千円を減額しています。簡易人間ドック等事業費の減額です。

第5款 公債費は30万円を減額しています。

第6款 諸支出金では、2,613万4千円を増額しています。内訳としまして、一般被保険者の保険税還付金では、360万9千円を増額、償還金では、過年度に超過で受領した普通交付金を県に支払うため2,252万5千円を増額しています。

第7款 予備費は、補正がありません。

次に、歳入について説明しますので、1ページをご覧ください。

第1款 国民健康保険税ですが、それぞれ11月末の調定額に30年度収納実績率を乗じて見込額とし、9,698万円を減額しています。

第2款 使用料及び手数料は、補正がありません。

第3款 県支出金では、2億5,265万2千円を減額しています。特定健康診査等負担金で44万4千円を増額、保険給付費等交付金では2億5,309万6千円の減額です。内訳としましては説明欄に記載のとおりです。

第4款 財産収入ですが、当会計には保険給付費支払準備基金、高額療養費貸付基金及び出産費資金貸付基金の3つの基金がありますが、それらの基金から生じた利子や保険給付費支払準備基金の運用収入で、517万9千円を増額しています。

第5款 繰入金では、2億4,691万6千円を増額しています。説明欄のとおり、一般会計からの繰入金として、保険基盤安定繰入金では5,678万8千円を増額、事務費繰入金では、82万3千円の減額、出産育児一時金等繰入金では、280万円の減額です。

保険給付費支払準備基金繰入金では1億9,375万1千円を増額です。

第6款 繰越金の補正はありません。

第7款 諸収入では、1,500万2千円を減額しています。主に第三者納付金の減額です。

第8款 国庫支出金では、63万1千円を増額しています。これは、外国人在留資格等の連携項目追加に係るシステム改修に要した費用の分です。

続きまして令和元年度直営診療施設勘定診療所費補正予算（案）について、資料2をご覧ください。それぞれの科目では、阿波・霧生の診療所の合計額を計上しています。1ページの歳入合計の欄及び2ページの歳出合計の欄に記載してありますように、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ711万円を減額し、補正後の額をそれぞれ1億9,008万4千円としています。

まず、歳出から説明させていただきますので、2ページをご覧ください。

第1款 総務費では、一般管理費で21万5千円を減額しています。診療所の運営経費の減額です。

第2款 医業費では683万5千円を減額しています。医薬品衛生材料費で654万2千円の減額、医業諸費では、29万3千円の減額です。

第3款 公債費は一時借入金利子6万円を減額しています。

次に 1 ページの歳入をご覧ください。

第 1 款 診療収入では、各診療収入を合わせ、897 万 3 千円を減額しています。

第 2 款 使用料及び手数料は、補正がありません。

第 3 款 繰入金では、へき地診療所運営補助金の増を見込み、186 万 5 千円を増額しています。

第 4 款 繰越金は補正がありません。

第 5 款 諸収入では、2 千円を減額しています。

以上で令和元年度国民健康保険事業特別会計補正予算（案）の説明を終わりますが、直営診療施設勘定は最終的に赤字となり、2 年度予算から繰上充用をさせていただくことになるかと予測しています。

（会 長） 説明が終わりました。ただいまの補正予算につきまして、ご質問等ございませんか。

続いて、議事の 2 番、令和 2 年度国保事業特別会計当初予算について、説明をお願いします。

（事務局） 令和 2 年度国民健康保険事業特別会計予算（案）について説明させていただきますので、資料 3 をご覧ください。

まず、事業勘定ですが、2 ページの欄の下に記載してありますように、予算額を歳入歳出とも 93 億 3,063 万 7 千円としています。

先に歳出について説明しますので、そのまま 2 ページをご覧ください。

第 1 款 総務費ですが、前年度より 1,021 万 5 千円を増額し、1 億 3,963 万 1 千円としています。内訳につきましては説明欄のとおりです。主なものとして総務管理費の中の職員人件費、一般管理費の増額です。

第 2 款 保険給付費は、前年度より 2 億 2,973 万 6 千円を減額し、67 億 6,247 万 3 千円としています。平成 30 年 10 月から令和元年 9 月診療分の実績と、その 1 年前との同じ期間における伸び率を勘案して試算しました。また、出産育児一時金は上限額 42 万円で、60 件を見込んでおり 840 万円の減額を、葬祭費は 1 件 5 万円で、140 件を見込んでおり 200 万円の減額をしています。

第 3 款 国民健康保険事業費納付金は、1 億 6965 万 1 千円を減額し 22 億 9,420 万 7 千円としています。

納付金は、三重県が県全体の医療費を見込み、これを基に各市町の所得水準や被保険者数、医療費水準等に応じて、市町ごとの納付金を算定し、県に支払いをします。

第 4 款 保健事業費は、前年度より 113 万円を増額し、1 億 1,752 万 6 千円としています。これは、主に健診の消費税増額に伴う分です。

第 5 款 公債費、第 6 款 諸支出金、第 7 款 予備費は、前年度と同額です。続きまして歳入について説明しますので、1 ページをご覧ください。

第1款 国民健康保険税ですが、前年度と比べ被保険者数の減により 8,673 万 4 千円を減額し 16 億 330 万 5 千円としています。調定額及び収納率は説明欄のとおりです。

第2款 使用料及び手数料は、前年度と同額です。

第3款 県支出金は、3 億 5,727 万 2 千円を減額し、69 億 412 万 5 千円としています。主に、保険給付費等交付金（普通交付金）の減額です。

普通交付金は歳出の保険給付費から審査支払手数料を除いた額で県から支払われます。この額が減額したため普通交付金も減額となります。

第4款 財産収入は3つの基金から生じる利子分で、前年度より 72 万 5 千円を増額し、97 万 8 千円としています。

第5款 繰入金は、前年度より 5,448 万 9 千円を増額し 7 億 5,151 万 5 千円としています。主に保険基盤安定繰入金の増額で保険税の軽減相当額を一般会計から繰り入れるものです。一般会計繰入金の内訳については、説明欄に記載のとおりです。

保険給付費支払準備基金繰入金では、基金を一部取り崩して事業勘定に収入し、増え続ける保険給付費の支払い等に充てるものです。

第6款 繰越金は、前年度と同額です。

第7款 諸収入は、75 万円の増額で、4,971 万 1 千円としています。保険税納期内の未納に生じた延滞金や第三者納付金、国保資格喪失後の受診に生じた返納金などを見込んでいます。

以上で、事業勘定の説明を終わります。

次に直営診療施設勘定診療所費について説明しますので、資料 4 をご覧ください。

2 ページの欄の下に記載してありますように、予算額を歳入歳出とも 9,906 万 4 千円としています。

歳出について説明しますので、そのまま 2 ページをご覧ください。

第1款 総務費では、前年度より 77 万 8 千円を減額し 5,363 万 6 千円としています。職員人件費と施設の維持管理等の経費です。

第2款 医業費では、13 万 3 千円を増額し、4,329 万円としています。

第3款 公債費は、前年度と同額です。主に山田診療所建築時の起債に係る償還分です。

第4款 予備費も前年度と同額です。

1 ページの歳入をご覧ください。

第1款 診療収入は、前年度より 197 万 6 千円を減額し、8,865 万 7 千円としています。

第2款 使用料及び手数料は、文書料で 16 万円を減額し、41 万円としています。

第3款 繰入金は、前年度より149万1千円を増額し、981万6千円としています。これは、事業勘定からの繰入金で、へき地診療所の赤字に対する補助金と、山田診療所の債務返還相当額です。

第4款 繰越金、第5款 諸収入は前年度と同額です。

合計では、歳入歳出とも前年度より64万5千円を減額しています。

以上で 令和2年度国民健康保険事業特別会計予算（案）の説明を終わらせていただきます。

（会 長） 説明が終わりました。ただいまの当初予算につきまして、ご質問等ございませんか。

一点だけよろしいでしょうか。2年度の当初予算で、今、数字を言っていました。当初予算は、前年度の予算額と比較していただいておりますが、前年度の予算額は先ほど説明いただいた補正予算の金額とあわないのですか。

（事務局） 当初予算の表記の仕方につきましては、本年度の当初予算と前年度の当初予算を比べて、差額を書かせていただいております、当初予算同士を比較できるように記載しております。

（会 長） ということは、先ほどの補正予算の予算額、これも当初ではないのですか。

（事務局） 補正予算は議会のたびに計上する機会がありまして、6月議会、9月議会、12月議会、3月議会となっており、本日報告させていただきました予算を、3月議会に提案させていただきます。補正予算につきましては、その都度増減していくもので、補正前の金額と補正後の金額を、また、当初予算の提案をするときには、新年度と前年度の予算額を比べていただくということになっております。

（会 長） ありがとうございます。続いて、議事の3番、制度改革について、説明をお願いします。

（事務局） 資料5と、本日お配りした資料5－1をご覧ください。
まず、資料5－1から説明させていただきます。

国民健康保険税の課税方法について、令和2年度税制改正大綱が示されました。今後、国会において審議され、今年度中に議決される見通しとなっており、ひいては当市の条例改正にもかかわりますので、説明させていただきます。

改正の内容は2点で、「1. 大綱の概要」にもありますように、1点目は国民健康保険税の基礎課税及び介護納付金課税に係る課税限度額を見直すこと、2点目は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減を拡充することです。

中央のグラフをご覧ください。左が現行の制度、右がこれから改正しようと

する内容をあらわしています。

現行の課税限度額は、基礎課税額が 61 万円、後期高齢者支援金等課税額が 19 万円、介護納付金課税額が 16 万円となっています。

限度額を見直すことにより、改正後は、基礎課税額が 63 万円に、介護納付金課税額は 17 万円に引き上げられ、後期高齢者支援金等課税額は据え置かれます。

これにより、高所得者の負担が増えることになります。当市では、基礎課税額で 114 世帯が該当し、約 272 万円の収入増となる試算です。

次に、課税の軽減の拡充ですが、今回の改正では、5 割と 2 割の軽減判定所得をそれぞれ引き上げることにより、2 割軽減しか受けられなかった人の一部が 5 割軽減に移行し、また、軽減が受けられなかった人の一部が 2 割軽減に該当するようになります。

当市では、2 割軽減が 83 人増加し、5 割軽減が 54 人増加すると見込み、軽減額が約 201 万円増えると試算しています。

このように、高所得者に対する課税と、低所得者に対する軽減拡充を併せて見直すのが、この度の改正です。

今後は、国会での議決を受けて、地方税法が改正され、当課で関係する条例であります国民健康保険税条例の一部を改正することになります。改正する箇所は、資料 5 の下線を付したところをご覧ください。

なお、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行する予定ですが、この制度改正の内容に従い、条例改正を行うことについて、委員の皆様に報告いたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(会 長) 説明が終わりました。ただいまの件につきまして、ご質問等ございませんか。

続いて、議事の 4 番、令和 2 年度伊賀市国民健康保険保健事業について、説明をお願いします。

(事務局) 平成 31 年度伊賀市国民健康保険保健事業について説明させていただきます。お手元の資料 6 をご覧ください。

まず、脳ドックにつきましては、対象者を伊賀市国民健康保険被保険者で、昭和 20 年 6 月 2 日から昭和 55 年 6 月 1 日生まれの方を対象に実施をさせていただきます。募集人数は今年度と同様に 420 人、実施期間は令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 2 月 27 日とします。脳ドックはこれまで、年度末の 3 月 31 日を実施期限としてまいりましたが、昨年度から、脳ドックも特定健診の検査内容を含むようになり、特定保健指導実施の対象となったことから、3 月末までの実施では処理が追い付かない部分がでてきました。実施の医療機関にも状況を確認し、2 月末であれば影響ないとの答えをいただきましたので、ここに、2 月 27 日までの実施ということで提案させていただきます。検査内容につきましても今年度と同様です。検査費用につきましては、37,100 円とさせていただきます。このうち自己負

担額を昨年度より 200 円増とした 9,500 円とします。医療機関は今年度と同様に 3 つの医療機関で実施する予定です。また、今年度受診券を発行しました 420 人の中で、12 月末で 375 人の方が受診をされました。

次に、簡易人間ドックにつきましては、対象者を伊賀市国民健康保険被保険者で、昭和 20 年 6 月 2 日から平成 2 年 6 月 1 日生まれの方を対象に実施させていただきます。募集人員は今年度と同様 610 人、実施期間は 6 月 1 日から 11 月 30 日、検査内容も今年度と同様で実施したいと考えています。検査費用につきましては 35,800 円、そのうち自己負担額を昨年度から 200 円増の 8,700 円とさせていただきます。前立腺がん検査を実施した場合は、1,430 円増の 37,230 円とし、そのうち自己負担額は 500 円といたします。なお、今年度の簡易人間ドックにつきましては、定員 610 人に対し、受診者は 570 人でした。

脳ドック・簡易人間ドックとも、昨年 10 月の消費税増税を受け、費用が増額となっております。年度途中での自己負担額の増額は難しかったことから、2 年度において自己負担額についても増額とさせていただきましたが、前立腺がん分の自己負担額は昨年と同額の 500 円といたします。

次に、特定健康診査についてです。例年、三重県健診あり方検討調整会議で三重県医師会との協議により、検査項目等が決定します。これにつきましては、今後の開催となりますため、現時点では今年度と同じ内容で実施するよう計画しています。費用につきましては、三重県から示されている案が 11,200 円です。自己負担額につきましては、昨年度と同様無料とします。詳細につきましては、三重県健診あり方検討調整会議の結果を受けて、医師会様と協議をさせていただき、令和 2 年度の内容等を決めさせていただきたいと考えています。また、引き続きがん検診との同時実施と集団健診の実施を計画しています。

以上で説明を終わらせていただきます。

（会 長） 説明が終わりました。ただいまの件につきまして、ご質問等ございませんか。

（委 員） 脳ドックについてお伺いします。脳ドックを何年もやってきている中で、脳の疾患に限ってでよいのですが、受診の際に異常を指摘された人数と、その後治療にいたった人数というのはわかりますか。次回でもかまわないのですが。脳ドックについては、いろいろ議論もあるところだと思うので、そういうのを基本にして、続けていくべきこと、見直すべきことを考える時期にきているのではないかと思います。

（事務局） 異常を指摘された人数と治療にいたった人数ということですが、人数的な統計というものは取っておりません。特定健診の特定保健指導に至る腹囲であるとか、そういったところの保健指導の部分で抽出しておりますので、これにつきましては、次回までに計測し報告させていただきます。

(委 員) 脳ドックは3病院ですので、異常疾患といった検診を契機にどのくらい手術にいたったか、病院からきいていただければと思います。

(事務局) わかりました。

(委 員) 昨年から特定健診の自己負担金が無料になりましたが、数的に一昨年との比較した数はわかっていますか。

(事務局) こちらには特定健診の受診者数はダイレクトには示されてなくて、国保連合会の処理件数ということで通知されております。それによると1月末現在で昨年度は4,685名、令和元年度は4,966名ということになっています。ただ、この中には例えば昨年度ですと、後になってから人数がぐっと増えてきたということもあつたりします。昨年度の4685名は、昨年度8月から3月までのカウントですので、昨年度に実際受診した人数とは差があると考えています。あくまで処理した件数であり、8月から1月末までの人数でカウントするとおそらく本年度のほうが多いと思うのですが、今後、国保連合会から、どれだけの処理件数が示されてくるのかによって違ってくると思うので、今、この時点ではっきりしたことは申し上げられない状況です。

(委 員) 昨年度は4,685名でしたが、これは受診率でいったら、いつも30%前後で言われたと思うのですが、それはどのくらいの%になっているのですか。

(事務局) 4,685名は正式な受診人数ではなく、処理した件数ということで、ここには、まだ示されておらず、年度をまたいで処理した件数もあります。昨年度の法定報告分については5,297名が受診数、37.2%が法定報告の数字です。

(委 員) 前回だったか、その前だったか、特定健診にもPSAを入れていただいたらと言った気がするのですが、今、高齢者で気づかずに骨転移まで言っている人がけっこう増えてきているというのが印象としてあります。人間ドックにはPSAが入っていますが、PSAは血液で調べられ、がん検診を受診しなくても、PSAの欄に○をつけたら検査できますので、これをなんとか今後考えていただけないか。人間ドックといえば、なんとなく身構えるが、特定健診のときに男性がPSAを希望したら、初期段階で見つかる可能性がありますので、ぜひ考慮していただきたいと思います。

(会 長) ありがとうございます。ぜひ、検討をよろしくお願いします。ほかによろしいでしょうか。それでは、これで議事は終了させていただきます。

その他の項で、皆さんからご質問・ご意見等ございませんか。事務局から何かございますか。

（事務局） 来年度の運営協議会の日程ですが、新年度になりましたら改めて連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

（会 長） 皆さん、よろしくお願いいたします。では、これで会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。